実習中の事故の対応について

平成 22 年 11 月 17 日

事故の発生時は、自他を問わず人命の救助や二次災害防止の処置に努めることを最優先とする。<u>実習施設</u>および大学への連絡は、可能な限り早期に行い、その状況および結果を報告すること。

なお、大学を通じて加入手続きのとられている団体保険については、すみやかな申請手続きが必要となる(とくに「傷害事故による申請」の場合は30日以内に申請を行わねばならない)。

1. 通学中における交通事故の場合

必ず現場で警察に連絡してその指示に従い、また、相手方のある場合には、相手の連絡先等を確認する。 なお、実習施設の許可を得て「自動車での通学」をしていた場合、任意保険会社等への連絡を行い、指示に従う。 *任意保険会社への申請手続きは自己責任によって行うこと。

また、任意保険会社への手続きとは別に、大学へ報告した際に大学が加入している団体保険等の適用についても確認をとること。

2. 実習中の事故 (針刺し、体液などによる暴露も含む)

実習施設の責任者の指示に従い、必要に応じて医療機関を受診する。費用が生じた場合には、領収書等を発行してもらい、証明書類として必ず保管しておくこと。